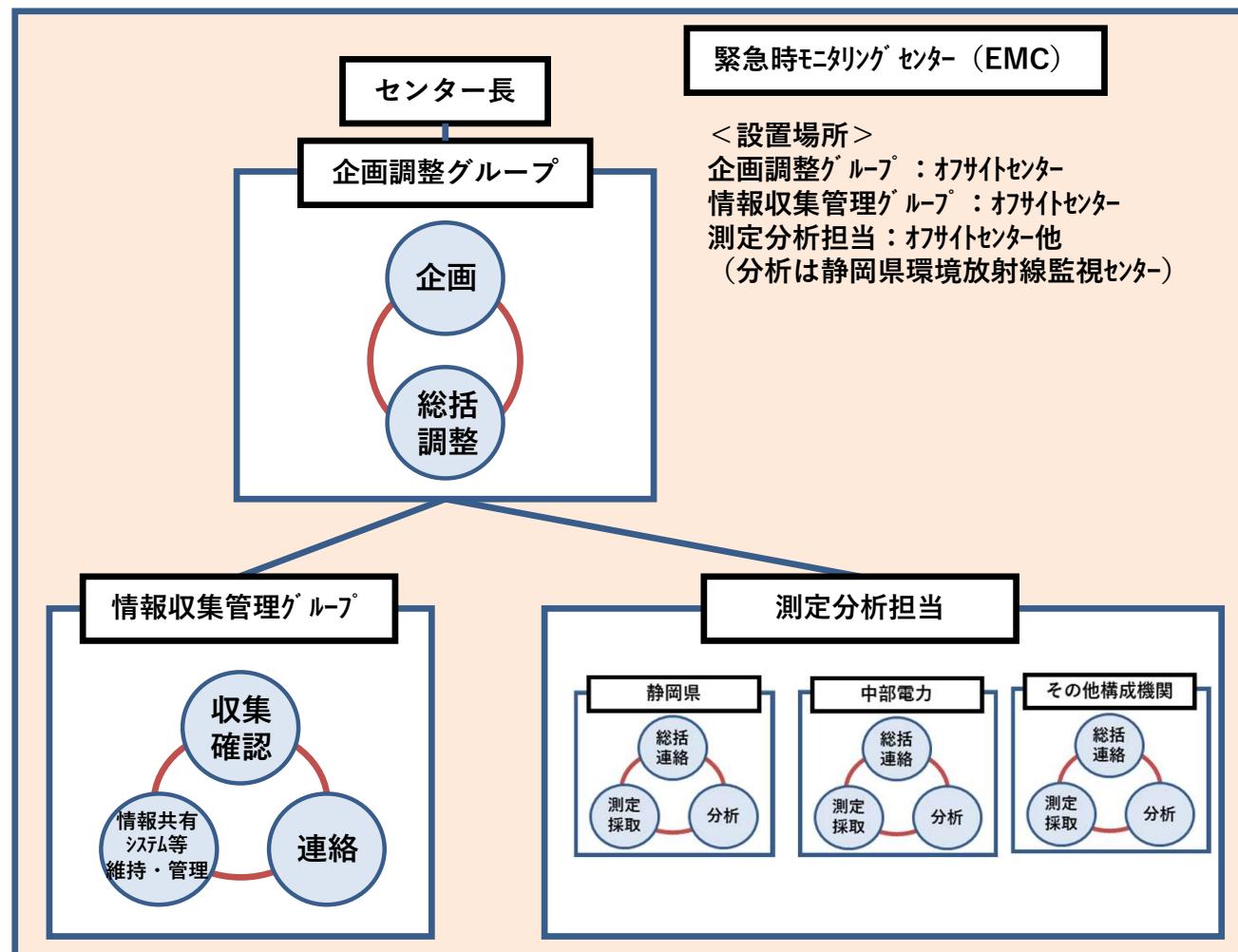


4. 緊急時モニタリングの実施体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター(EMC)を設置する。
- 緊急時モニタリングセンター(EMC)の体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループをオフサイトセンターに、測定分析担当をオフサイトセンター及び静岡県環境放射線監視センターに設置する。UPZ外の緊急時モニタリング実施が求められる場合には、国の要員が中心となり、原子力事業者と協力して対応に当たる。
- 浜岡原子力規制事務所に職員を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。



企画調整グループ

EMCの企画調整を担い、
EMC内の活動に対する監督
を行う。

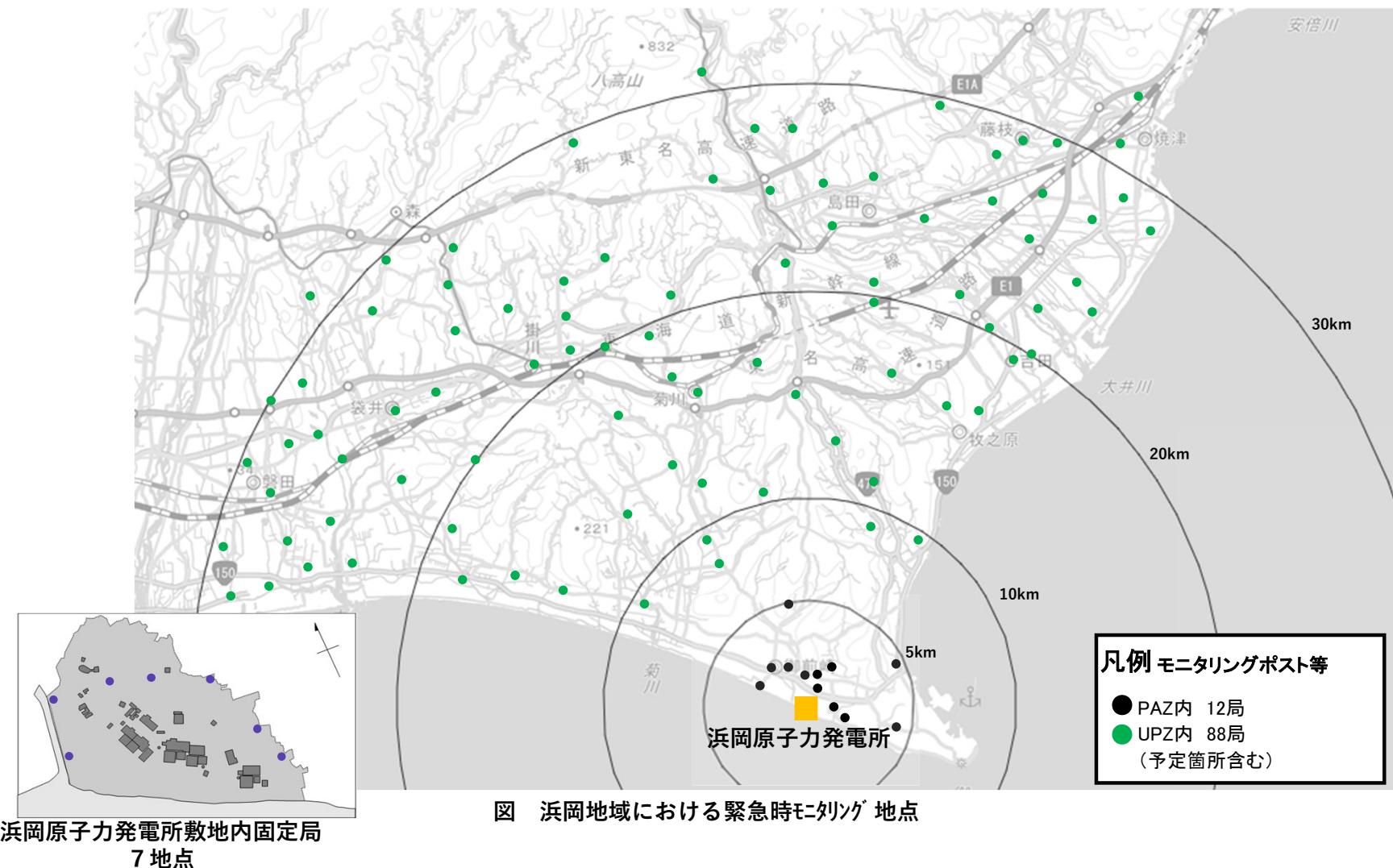
情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを
維持・管理するとともに、
緊急時モニタリングデータの
一元的管理等を行う。

測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

- 浜岡原子力発電所周辺の11市町に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点100地点を設定し、このうちUPZ内88局及びPAZ内12局で防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。
- 浜岡原子力発電所敷地内では、7地点の固定局で連続測定を実施。
- このほか、国の測定局においても空間放射線量率を測定。UPZ外については、必要に応じて国及び原子力事業者が航空機やモニタリングカー等の機動的手法を用いて緊急時モニタリングを実施。



発電所周辺の環境放射線監視について/静岡県環境放射線監視センター

- モニタリングポスト等
 - ・モニタリングステーション・ポスト(26局)、緊急時用高線量計(74台)及び大気モニタ(10局)で、静岡県域の放射線量等を測定。
※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施。
 - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(19台)を配備。
- モニタリングカー等
 - ・放射線量等を測定する装置や機材を搭載したモニタリングカー等(5台)を配備。



固定局【26局】



可搬型モニタリングポスト【19台】



緊急用高線量計(バッテリー付)【74台】



大気モニター(β線検出器付)【10局】

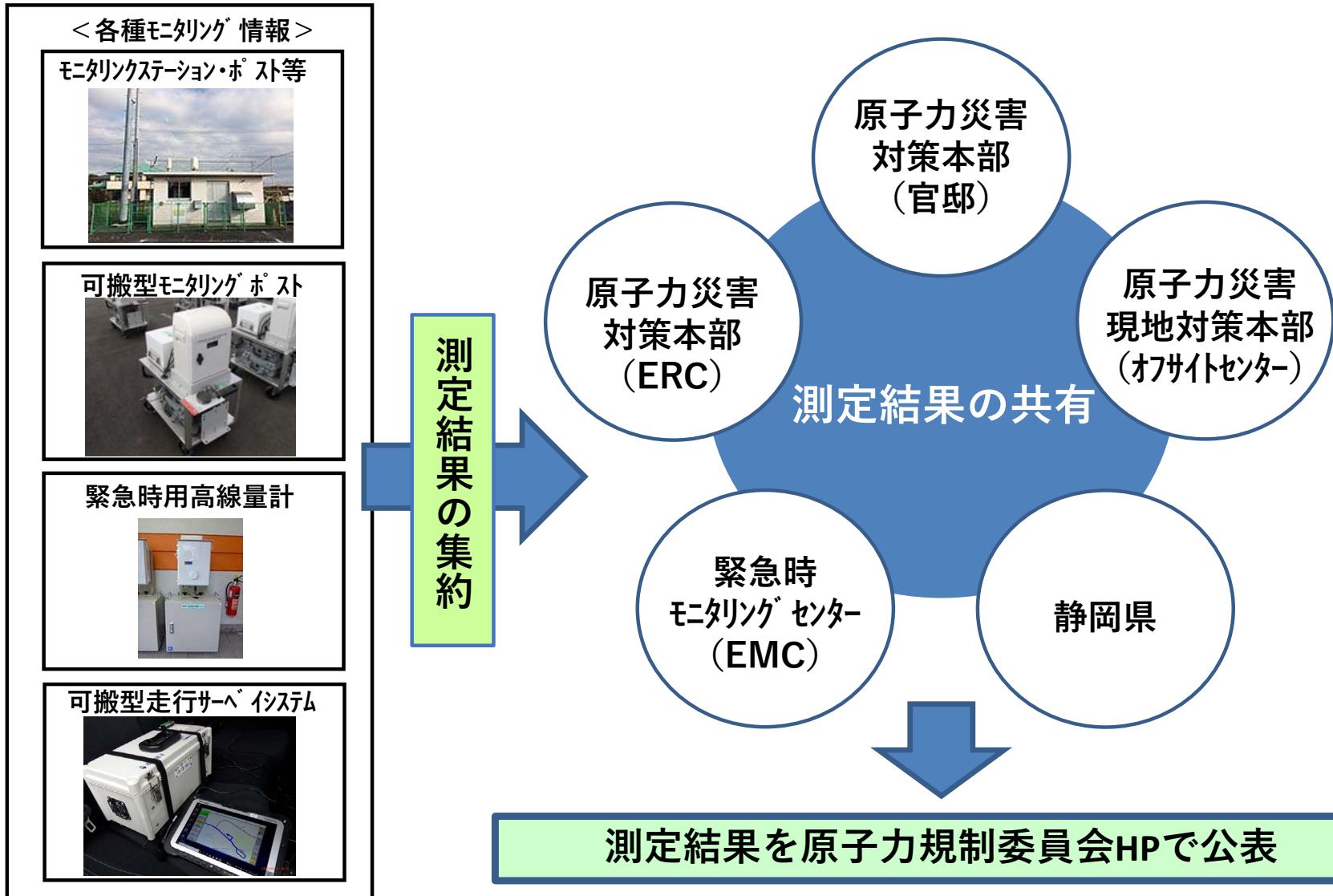


可搬型ダストヨウ素サンプラー【8台】

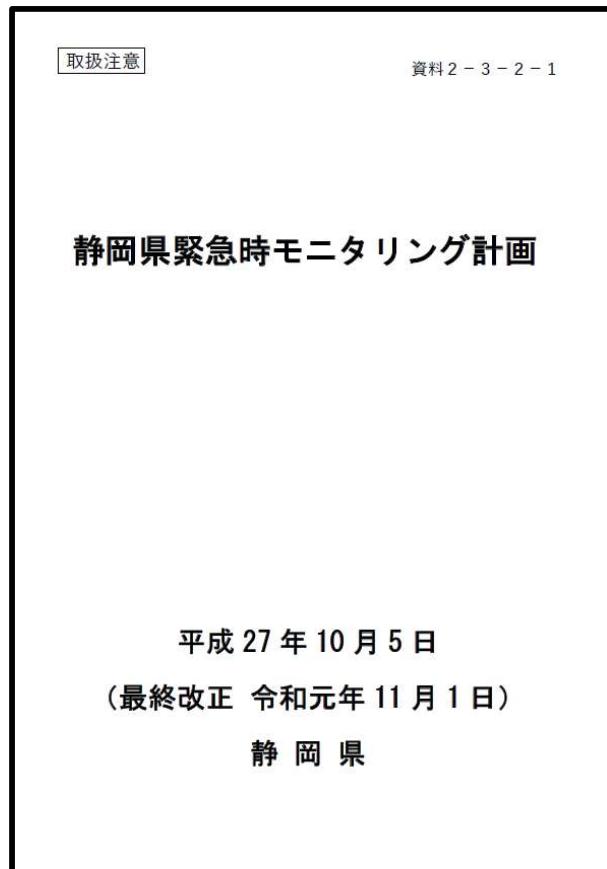


可搬型走行サーベイシステム【5台】

- 緊急時モニタリングの結果は、放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、ERC等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



- 静岡県では、緊急時モニタリング計画を策定している。
- 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参考して緊急時モニタリング実施計画を定めるほか、事態の進展に応じた同実施計画の改定等を行う。



<緊急時モニタリング 計画>

緊急時モニタリング 実施計画（例）

【記載する項目の例】

<実施項目>

例)

- 空間放射線量率の監視強化
- 必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置
- モニタリングカーによる測定の実施
- 大気中放射性物質濃度の測定
- 環境試料中の放射性物質濃度の測定 等

<実施主体>

例)

- 緊急時モニタリングセンター（測定分析担当） 等

<情報共有／報告の体制>

<注意事項>

【その他の添付資料等の例】

- 測定項目一覧
- 地図及び観測局等の地点図 等

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

<概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等（以下、「関係機関」という。）から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

関係機関の保有資機材数
(令和6年度調査による。静岡県、中部電力㈱を除く。)

	要員 (数)	可搬型 モニタリングポスト (台)	モニタリングカー (台)
国	19	80	23
道府県	854	166	40
原子力 事業者	594	67	33
関係指定 公共機関	19	0	2

※各資機材については保有数を記載

- 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位ごとに設置されることが必要であり、静岡県では既設モニタリングポスト等の値に基づき一時移転等を実施する範囲を関連付けている。既設モニタリングポスト等の全てについて非常用電源を設置しているほか、既設モニタリングポスト等の故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。

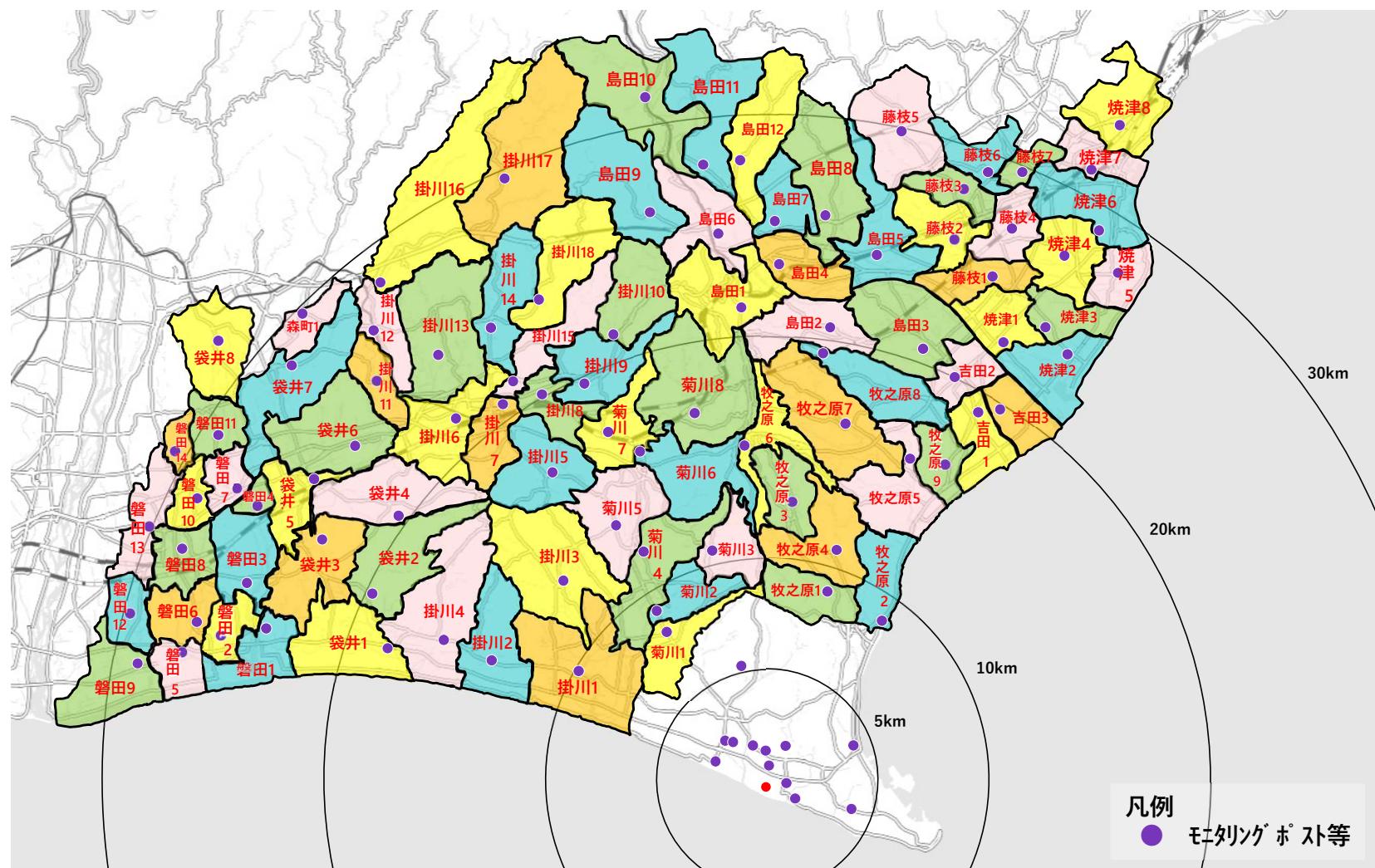


図 浜岡地域の緊急時モニタリング 地点及び一時移転等の実施単位

- モニタリングポスト
 - ・モニタリングポスト(7局)で、周辺監視区域境界付近の放射線量率を測定。電源等が喪失しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線を強化。うち1局に設置しているダストモニタ(1台)で周辺監視区域境界付近の放射性物質濃度を測定。
- 可搬型モニタリングポスト
 - ・衛星系回線による通信機能付の可搬型モニタリングポスト(10台)を確保しており、上記モニタリングポスト(7局)が使用不能な場合、このうち7台を配備。
 - ・残る3台は、施設敷地緊急事態が発生した場合、周辺監視区域境界付近のモニタリングポストとあわせて原子炉格納施設周辺を囲む8方位の放射線量率を測定するため、海側に配備。
- 放射能観測車及びサーベイメータ等を搭載した車両
 - ・緊急時においてモニタリングできるよう、モニタリングカー(3台)及びサーベイメータ等を搭載した車両(1台)を配備。
- 放射能測定装置
 - ・発電所及びその周辺の放射線量率、放射性物質濃度をサーベイメータ等で測定。
- オフサトの協力
 - ・緊急時モニタリングセンターに必要な人員を派遣し、必要な協力をう。



モニタリングポスト【7局】



可搬型モニタリングポスト【10台】
(衛星回線等による通信機能付き)



モニタリングカー【3台】



サーベイ車【1台】



可搬型ダスト・ヨウ素サンプラー



ZnSシンチレーションサーベイメータ



サーベイメータ(GM管)



サーベイメータ類
モニタリングカー等に搭載する可搬型測定資機材の例